

令和元年度 加古川市青少年問題協議会議案

と き 令和元年 7 月 1 1 日（木）午後 1 時 30 分

ところ 加古川市立青少年女性センター

4 階大会議室

目 次

1 報告事項

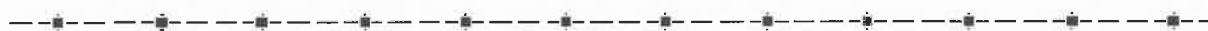
「いじめ防止対策改善基本5か年計画に基づく 命を大切にする教育の推進について」	… 1
--	-----

2 協議事項

(1) 加古川市青少年健全育成基本方針（案）について	… 2
(2) 青少年健全育成重点施策の概要（案）について	… 4
(3) 青少年健全育成に関わる組織図について	… 5
(4) 青少年健全育成に関する各所管担当事業について	… 6

3 基調提案

「加古川市の児童生徒のケータイ・スマホ等の 利用実態と課題について」	… 12
---------------------------------------	------



4 講演

「県下・管内のSNSトラブルの状況等」	… 13
---------------------	------

◆ 資料	14～25
------	-------

報告事項 平成 30 度基調提案を受けて

■ いじめ防止対策改善基本 5 か年計画に基づく
命を大切にする教育の推進について ■

青少年育成課 教育相談センター
所長 堀之内 健志

1 「いじめ防止対策改善基本 5 か年計画」に基づく対策の実際

(1) 未然防止に係る取組について

(2) 早期発見・早期対応に係る取組について

(3) 関係機関と連携した取組について

(4) 推進体制・検証体制を整える取組について

2 平成 30 年度の成果と課題について

3 令和元年度の推進体制について

加古川市青少年健全育成基本方針（案）

次代を担う青少年が、健やかでたくましく、のびのびと育つことは、すべての人々の願いであり、本市の将来の都市像である「いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川」の実現を図るうえで非常に重要です。

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、家庭の教育力の低下や地域の連帯感の希薄化などが指摘されております。また、ケータイやスマホの急激な普及によるSNS※トラブルやいじめが深刻な社会問題となっており、青少年健全育成の観点から憂慮すべき状況にあります。

このような中、本市においても喫煙や深夜徘徊をはじめ、万引き、街頭犯罪等の問題行動が低年齢化するとともに、その交友関係が市域を越えて広域化している傾向にあります。こうした問題行動の背景には、大人を含めた社会全般の規範意識やモラルの低下、青少年を取り巻く有害環境が大きな要因となっています。

そこで本市では、これまでも様々な施策を実施してまいりましたが、特に「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を図り、自他の命を大切にすることが豊かな子どもの育成に努めてまいります。また、大切な子どもの命を守るために、子どもの心に寄り添った自殺予防の取組を推進します。加えて、子どもの学びや育ちをつなぐ「中学校区連携ユニット12」を積極的に活用し、学校園・家庭・地域が連携した取組を進めます。

さらに、家庭・地域並びに行政がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、教育機能を十分発揮しながら、相互の連携と協働を図り、地域総がかりで青少年が健やかに育つことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略
インターネット上で人と人のつながりを支援するサービスのこと

加古川市では、加古川市青少年健全育成基本方針を受け、学校園・家庭・地域において、次の取組を行います。

学校園

学校園におけるすべての教育活動を通して、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念として、子ども一人一人の「生きる力」を育むことに努めます。

【具体的な取組】

- 子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。
- 命を大切に、心豊かな子どもの育成を目指す、『いのちと心サポート事業』を推進します。
- いじめや不登校、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を推進します。
- 子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境づくりに努めます。

家庭

家庭教育はすべての教育の出発点であり、教育基本法第10条で、子どもの教育については、父母やその他の保護者に第一義的責任があることが規定されています。

家庭においては、子どもの成長に果たす家庭の役割やその重要性、とりわけ親の責務を認識し、日々の家庭生活の中での継続した教育や躾に取り組めます。

【具体的な取組】

- 「早寝・早起き・バランスのよい朝ごはん」運動などを推進し、子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせます。
- 家庭での役割を分担し、お手伝いを通して子どもたちに勤労の尊さを学ばせます。
- 年長者を敬う気持ちや、人を思いやる気持ちを育てます。
- 家族全員が協力して、子どもの家庭教育にあたります。

地域

地域の結びつきを深め、青少年の社会参加を促進するとともに、「地域の子どもは地域で守り育てる」という視点から、地域ぐるみで子どもを育む教育の推進に取り組めます。

【具体的な取組】

- 地域ぐるみで学校園を支援する活動を通して、地域の教育力を高め、地域総がかりで子どもたちを健やかに育みます。
- 地域の伝統的な文化やくらし、遊び等を伝えていく青少年団体活動への支援と参加を促進します。
- 住民一人一人の危機管理や防犯意識の高揚を図ります。
- 痴漢・変質者、凶悪事件等に備えるため、地域防犯のネットワーク化を図ります。

青少年の健全育成に携わる行政関係課は、加古川市青少年健全育成基本方針のもと、学校園・家庭・地域をサポートしていく責務があり、関係諸機関・諸団体との有機的な連携を図りながら、「安心して暮らせるまちづくり」「心豊かに暮らせるまちづくり」を推進するため、直接・間接的に様々な事業を展開していきます。

◆青少年健全育成重点施策の概要◆(案)

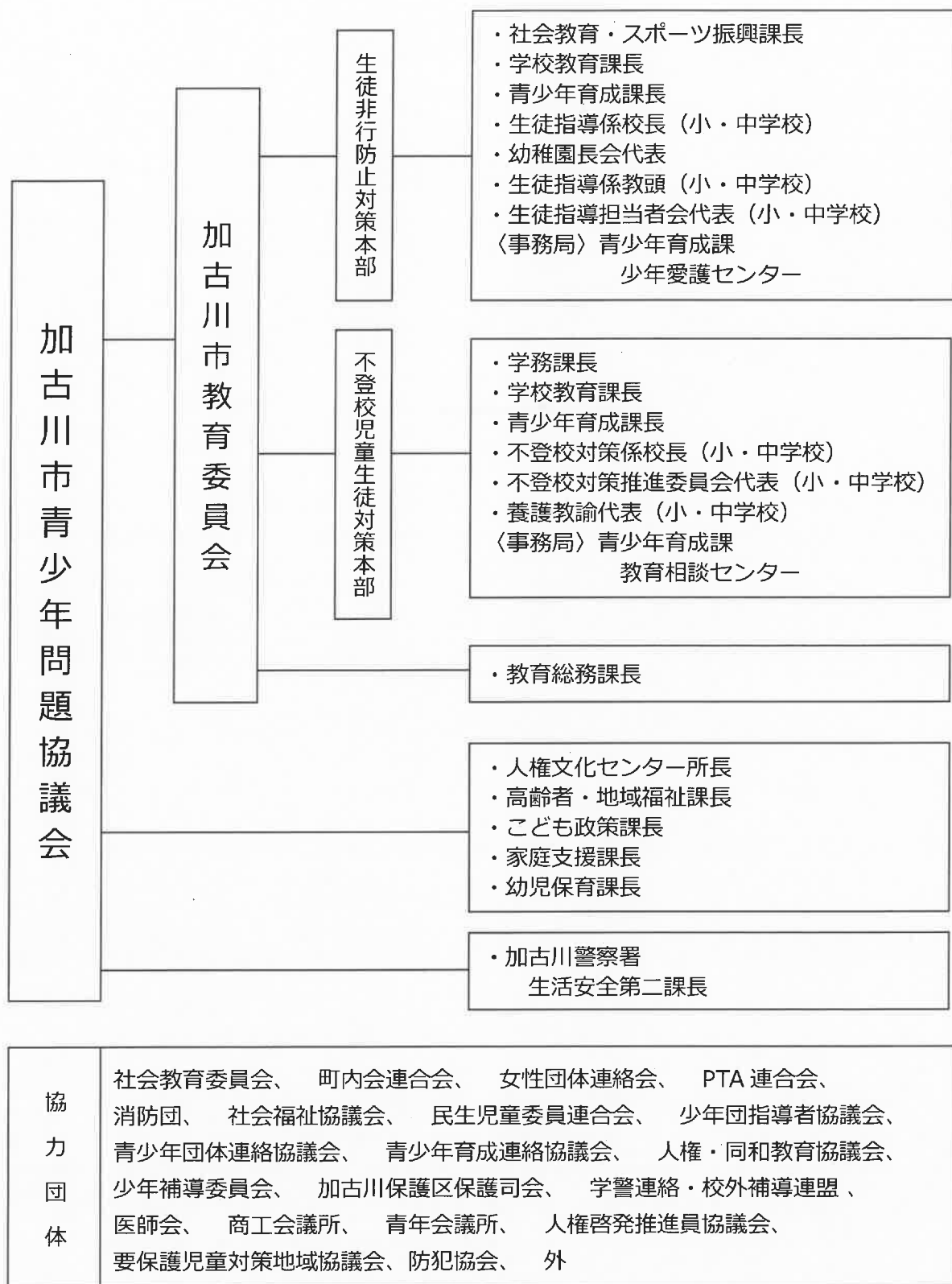
●重点目標●

青少年の自立を目指し、その自己実現を促すため、学校園・家庭・地域社会及び関係機関の緊密な連携のもと、よりよい環境の創造と青少年の健全育成及びその支援体制の強化を図る。

また、青少年が社会の一員として役割を果たせるよう、地域総がかりで青少年を育成するという市民意識の高揚に努める。

1 青少年施策の推進体制の充実	(1) 青少年施策の総合調整	...	青少年育成課
	(2) 地域活動の連帯強化	...	青少年育成課
2 青少年活動の強化	(1) 青少年団体活動の振興と参加促進	...	青少年育成課
	(2) 青少年活動の指導者養成	...	青少年育成課
	(3) 青少年の交流活動の推進	...	青少年育成課
3 青少年の自立の支援	(1) 教育相談活動の充実	...	青少年育成課
	(2) 不登校対策の推進	...	青少年育成課
	(3) 有職・無職少年対策の推進	...	青少年育成課
	(4) 自殺予防教育の推進	...	青少年育成課
4 青少年の非行防止対策の強化	(1) 補導活動の強化	...	青少年育成課
	(2) 少年非行相談活動の充実	...	青少年育成課
	(3) 環境浄化の推進	...	青少年育成課 高齢者・地域福祉課
	(4) 非行防止活動の強化	...	青少年育成課
5 幼児・児童・生徒の生きる力の育成	(1) 就学前教育の推進	...	教育総務課 幼児保育課
	(2) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成	...	学校教育課
	(3) 校種間連携の推進	...	学校教育課
6 家庭教育・子育て支援の推進	(1) 家庭・地域教育の支援	...	社会教育・スポーツ振興課
	(2) 要支援家庭への支援	...	家庭支援課
	(3) 子育て支援の推進	...	こども政策課 家庭支援課
7 青少年の体力づくりの推進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	...	社会教育・スポーツ振興課
	(2) くらしの中の体力づくりの推進	...	社会教育・スポーツ振興課
8 「いのちと人権」を尊重する人権文化の創造	(1) 人権尊重のまちづくりに向けた各種団体相互の連携と組織的、計画的な推進	...	人権文化センター
	(2) 互いの人権が尊重される人権教育の推進	...	学校教育課 人権文化センター
	(3) 人権相談活動の推進	...	人権文化センター
	(4) いじめ対策の推進	...	青少年育成課 学校教育課

青少年健全育成に関わる組織図



令和元年度 青少年健全育成に関する各所管担当事業

所 管 名	事 業 名
青少年育成課	1 青少年健全育成事業 (1) 青少年育成連絡協議会活動の推進 ① 全市大会・中学校区大会の実施 ② 「子どもを守る110番の家」の啓発、加入促進 (2) 青少年団体連絡協議会活動事業の推進 ① お手紙事業「私からのメッセージ」の募集 ② 若い夢フェスティバルの開催 (3) 県子ども会連合会加入補助事業 2 青少年活動支援事業 (1) 少年団活動の振興 ① 連合少年団オセロゲーム大会の実施 ② 少年団指導者研修会 ③ 少年団正副団長研修会 ④ 青少年活動への助言・指導 3 青少年問題協議会運営事業 市青少年問題協議会、市青少年問題協議会幹事会 4 家庭教育支援相談事業 (1) 教育相談（面接・電話・訪問相談） 子どもの教育上の諸問題（いじめ、不登校、友人関係、学習、進路、発達、子育て、苦情、要望、心のケア等）に関する相談 (2) 要保護児童対策 5 不登校児童生徒適応指導事業 不登校児童生徒に対する継続的な適応指導や体験活動を通じた適応指導 (1) 適応指導教室「わかば教室」、自立支援教室「ふれ愛教室」、小集団体験活動「アタック・ゴー」「ピア・スペース」の実施 (2) 不登校児童生徒対策本部会の開催 (3) 不登校対策推進委員会の実施 (4) 子どもの不登校を考える親のつどい（「あすなる会」）支援 (5) 子どもの不登校を考えるつどいの実施 6 メンタルサポート事業 7 学校生活適応推進事業 (1) 学校生活に関するアンケート（アセス）の実施 (2) 心の相談アンケートの実施及び教育相談の推進 (3) 学校生活適応推進研修会の実施 (4) 自殺予防教育の推進 8 いじめ防止対策評価検証委員会運営事業 いじめ防止対策評価検証委員会の設置及び運営 9 スクールソーシャルワーカー活用事業 10 スクールサポートチーム活用事業 11 少年補導・相談事業 (1) 少年愛護センター運営協議会 (2) 加古川市少年補導委員会 ① 地区別街頭補導活動 ② 特別補導 ③ 広域合同補導（東播磨ブロック） ④ 総会・役員会・理事会（事業・研修・広報部会）

所 管 名	事 業 名
青少年育成課	(3) 学警連絡・校外補導連盟会議（理事会・委員会）、小中高大学生徒指導研修会 (4) 合同補導（毎月10日） (5) 少年相談活動（電話・面談・訪問相談） (6) 教育相談専門員 12 有害環境浄化及び健全育成事業 (1) 「少年をまもる店」協力店加入運動の推進 (2) 危険箇所・有害環境調査の実施と改善、浄化活動 (3) 有害図書追放運動の推進（白ポストによる回収活動） (4) 少年善行賞表彰 13 青少年対策事業 (1) 生徒非行防止対策本部委員会（委員会の運営） (2) 加古川市・加古郡中学校生徒指導担当者会（月1回） (3) 明石市西部・加古郡・加古川市東部中学校生徒指導連絡会（年2回） (4) 加古川市西部・高砂市中学校生徒指導連絡会（年2回） (5) 加古川市小学校生徒指導研究部会(4ブロック) (6) 有職・無職少年対策事業（青少年追相談員制度） (7) 青少年健全育成街頭啓発キャンペーン (8) 広報啓発活動
社会教育・ スポーツ振興課	<社会教育・スポーツ振興課事業> 1 地域コミュニティ活性化の推進 世代間交流学習会の開催(町内会、小学校区) 2 生涯学習事業の推進 成人式事業の実施(記念式典、社会貢献事業、同窓会事業) 3 家庭・地域教育の支援 (1) 家庭教育大学の開設(全市研修会、中学校区内連携実施事業、単位PTA実施事業) (2) 障がい児(者)家庭教育学級の開設(公民館エリア等) (3) 家庭教育啓発パンフレット「家庭教育1、2、3」の発行・配布 4 総合的な放課後対策事業「放課後子ども総合プラン」の推進 (1) 児童クラブの運営(78箇所) (2) 放課後子ども教室の実施(28小学校、12公民館) 5 スポーツ・レクリエーション活動の推進 (1) 総合型地域スポーツクラブ(12公民館エリア、31クラブ)の発展に向けた支援 (2) スポーツライフセミナーの開催(小学校コース、エンジョイコース) 6 スポーツ事業の実施 (1) 加古川スポーツカーニバルの開催 (2) 加古川カップ綱引大会の開催 (3) 体育協会健康・体力づくり事業の実施 <公民館事業> 地域子育て創生事業 1 乳幼児対象 (1) 子育てサークルへの支援（登録団体等） (2) 読み聞かせ、お話会の実施 2 小学生対象 (1) 親子体験教室の実施（陶芸、クッキング等） (2) 子ども伝統文化教室の実施（琴教室、伝統年中行事の継承）

所 管 名	事 業 名
社会教育・ スポーツ振興課	(3) 子どもスポーツ教室の実施（卓球教室） (4) 子ども教室（囲碁、絵画、造形、陶芸、英会話、将棋の各教室） 3 中学生・高校生対象 居場所づくり 4 その他 (1) 公民館ロビーでのギャラリー実施 (2) 母と子のオープンルーム（母親学級）
学校教育課	1 中学校区連携ユニット1 2 推進事業 (1) 就学前から小学校・中学校までの連続した学びの推進 (2) 青少年関係団体・機関との連携強化 (3) 学校園支援ボランティアの活動推進 (4) 「加古川市就学前教育カリキュラム」に基づいた保育の実践 2 地域とともにある学校づくり推進事業 (1) 学校運営協議会の設置、運営 (2) 学校・家庭・地域が協働する学校支援活動の推進 3 ふれあい保育「親育ち」応援事業 地域に開かれた園づくりの推進（ふれあい保育、子育て講座） 4 新学習システムの推進 (1) 小学校1・2・3・4年生における3 5人学級の実施 (2) 兵庫型教科担任制 (3) 少人数指導 5 英語活動支援事業 (1) 小学校3～6年生外国語活動、中学校にA L T 配置 (2) 保育園・こども園・幼稚園にA L T 配置 6 研究開発事業、未来を拓く学び推進事業、ことばの力総合推進事業、いのちと心サポート教育研究事業 (1) 主体的・対話的で深い学びの研究 (2) 協同的探究学習に基づく授業実践 (3) 「ことばの力」育成プログラムの研究推進 (4) いのちと心の教育の推進 7 兵庫型体験活動の推進 (1) 環境体験事業（小学校3年生）の実施 (2) 自然学校推進事業（小学校5年生）の実施 (3) わくわくオーケストラ（中学校・加古川養護学校中学部1年生）の実施 (4) トライやる・ウィーク推進事業（中学校・加古川養護学校中学部2年生）の実施 (5) 自然体験活動推進事業（加古川養護学校生）の実施 8 学校ウェルネス促進事業 (1) かこがわウェルネス手帳の活用 (2) 食育、健康教育の推進 9 文化・体育活動推進事業 (1) 小学校陸上記録大会 (2) 小・中学校連合音楽会、小学校管楽器交歓演奏会 (3) 小中学生作品展（美術展、書写展、理科作品展） 10 特別支援教育推進事業、特別支援教育児童生徒サポート事業 (1) 特別な支援や配慮を要する子どもへの教育の推進 (2) 障がいの状態や特性に応じた指導、校園内支援体制の充実

所 管 名	事 業 名
学校教育課	(3)個別の教育支援計画等の作成と活用 (4)補助指導員、スクールアシスタントの配置 11 人権教育の推進 (1)児童生徒支援教員の配置 (2)子ども多文化共生サポーター及び外国人児童生徒サポート員の配置 (3)人権教育研修会の開催 12 心の絆プロジェクト事業 (1)児童会、生徒会を中心にした心の絆を深める自主的・自発的活動の推進 (2)仲間とつながり、自他の命と心を大切にする活動の推進 13 いじめ防止啓発事業 (1)いじめ防止市民フォーラムの開催（9月1日） (2)いじめ防止啓発ポスター・標語の募集
教育総務課	就学前教育の推進 ＜教育総務課＞ 1 市立幼稚園での就学前教育（2年保育）の提供 2 望ましい就学前教育のあり方の検討 3 子育て応援事業の推進 4 一時預かり事業の推進
幼児保育課	＜幼児保育課＞ 1 幼児期の発達の特性に応じた教育・保育の提供 (1) 市立保育所・認定こども園の設置、運営 (2) 私立保育所、認定こども園等に対する運営費の支弁 2 地域子ども・子育て支援事業の実施 (1) 延長保育事業 (2) 一時預かり事業 (3) 病児・病後児保育事業 3 障がい児保育事業の実施
人権文化センター	1 人権教育啓発の推進 (1) 人権を大切にする市民運動（通年事業、特に8月は推進強調月間） (2) 人権啓発標語・キャッチコピー・ポスター・人権マークの募集 (3) 啓発紙誌の編集・発行（人権の絵手紙カレンダー、人権文化センターだより、広報かこがわ等） (4) かこがわハートフルフェスタ2019（人権に関わりのある映画による人権啓発） (5) ウィンターステージ（トーク&コンサート等による人権啓発） (6) 人権ひろば（市内12公民館エリアで人権講演会を実施） 2 人権相談 (1) 人権相談専用ダイヤル（平日9：00～19：00、土曜日9：00～17：00） (2) 各公民館で月1回の巡回人権相談 (3) 人権擁護委員が担当する人権相談の紹介 (4) 各課が行う相談事業の紹介

所 管 名	事 業 名
高齢者・地域福祉課	地域福祉の増進及び明るい地域社会づくりの推進 1 加古川市民生児童委員連合会 青少年の健全育成に係る個別の相談、支援を行うとともに、地域での見守り体制を支援する。 (1) 育児支援標語及びポスターの募集 (2) 地域福祉標語等の募集 (3) 「ゆうあい年賀」はがきの製作、配布 (4) 児童委員・主任児童委員活動の支援 2 加古川保護区保護司会 (1) 「社会を明るくする運動」実施委員会設置 街頭啓発等にて周知徹底を図る (2) 環境浄化活動の推進 (3) 公開ケース研究会の開催・中学校区ごとに、年1回以上開催 3 加古地区更生保護女性会 (1) ミニ集会、子育て支援地域活動 (2) 更生保護施設・矯正施設収容者への援助・協力 (3) 地区保護司会に協力し、青少年の更生を支援 4 日本赤十字社兵庫県支部加古川市地区 「青少年赤十字」の推進
こども政策課	1 子ども・子育て支援の推進 (1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組みの点検・評価及び推進 (2) 子ども・子育て会議 (3) 実務担当者会議の開催 2 地域子ども・子育て支援事業の実施 (1) 加古川駅南子育てプラザ・東加古川子育てプラザ (2) ファミリーサポートセンター (3) 志方児童館
家庭支援課	1 要支援家庭への支援 (1) 家庭児童相談事業 (2) 加古川市要保護児童対策地域協議会 ① 代表者会議、連絡会議、事例検討会議、実務者会議の開催 ② 幼小中学校園、認定こども園、保育園との情報交換会の実施 (3) 子育て家庭ショートステイ事業 (4) 養育支援訪問事業 2 子育て支援の推進 児童手当、児童扶養手当の支給 3 母子及び父子並びに寡婦福祉事業 母子・父子相談及び自立支援に向けた情報提供、指導、支援 4 子どもの貧困対策の事業推進
加古川警察署	1 少年非行防止活動 (1) 春・夏休み期間中における初発型非行等の防止 (2) 家出少年発見保護活動の強化 (3) こどもの福祉を害する犯罪の取締り強化

所 管 名	事 業 名
加古川警察署	(4) 少年に手を差し伸べる立直り支援活動の実施 (5) サイバー犯罪防犯教室、非行防止教室の積極的開催 (6) 少年相談の促進と個別指導の強化（東播少年サポートセンターとの連携強化） 2 薬物乱用防止 (1) 小・中学生を対象とした薬物乱用防止教室の積極的開催 (2) 少年の薬物乱用防止に向けた広報・啓発活動の推進 3 その他 (1) 幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の開催 (2) 小学生作文全国コンクール「わたしたちのまちのおまわりさん」募集 (3) 兵庫県警察少年柔道・剣道大会への参加 (4) トライやる・ウィークの受入れ

基調提案 令和元年

■ 加古川市の児童生徒のケータイ・スマホ等の利用実態と課題について ■

青少年育成課 少年愛護センター
所長 長谷中 史敏

1 加古川市の児童生徒のケータイ・スマホ等の利用実態

(1) 所持率

(2) フィルタリングの現状

(3) ケータイ・スマホ等の利用状況

(4) ネット依存傾向

2 今後の課題について

講 演

■ 県下・管内のSNSトラブルの状況等 ■

兵庫県警察本部生活安全部少年育成課

東播少年サポートセンター所長 稲 見 和 彦

1 県下の少年非行の現状

2 特徴

(1) SNS

(2) 大麻

3 東播少年サポートセンターの取組

加古川市青少年問題協議会委員名簿

令和元年 6 月 1 日付

No.	氏 名	ふりがな	所 属 等	条例該当
1	高木 英里	たかぎ えり	加古川市議会議員	2 条 2 項(1)
2	鰐木 良子	つばき よしこ	加古川市議会議員	2 条 2 項(1)
3	伊藤 裕文	いとう ひろふみ	兵庫県東播磨県民局長	2 条 2 項(2)
4	村松 好子	むらまつ よしこ	兵庫県教育委員会播磨東教育事務所長	2 条 2 項(2)
5	瀬尾 和章	せお かずあき	兵庫県加古川警察署長	2 条 2 項(2)
6	小南 克己	こみなみ かつみ	加古川市教育長	2 条 2 項(2)
7	後藤 強	ごとう つよし	加古川市社会教育委員	2 条 2 項(2)
8	青山 哲也	あおやま てつや	高等学校長代表（加古川北高等学校）	2 条 2 項(2)
9	長瀬 弘之	ながせ ひろゆき	中学校長代表（浜の宮中学校）	2 条 2 項(2)
10	大西 秀樹	おおにし ひでき	小学校長代表（野口北小学校）	2 条 2 項(2)
11	井部 浩司	いべ こうじ	加古川市福祉事務所長	2 条 2 項(2)
12	坂田 重隆	さかた しげたか	加古川市町内会連合会	2 条 2 項(3)
13	岡本 久美子	おかもと くみこ	加古川市女性団体連絡会	2 条 2 項(3)
14	藤野 智之	ふじの ともゆき	加古川市 P T A 連合会	2 条 2 項(3)
15	橋本 透	はしもと とおる	加古川市消防団	2 条 2 項(3)
16	水田 利一	みずた としかず	加古川市社会福祉協議会	2 条 2 項(3)
17	船原 恭子	ふなはら きょうこ	加古川市民生児童委員連合会	2 条 2 項(3)
18	田中 あや	たなか あや	加古川市少年団指導者協議会	2 条 2 項(3)
19	田代 睦美	たしろ むつみ	加古川市青少年団体連絡協議会	2 条 2 項(3)
20	池田 勝己	いけだ かつみ	加古川市青少年育成連絡協議会	2 条 2 項(3)
21	松本 嘉治	まつもと よしはる	加古川市人権・同和教育協議会	2 条 2 項(3)
22	木下 恵介	きのした けいすけ	加古川保護区保護司会	2 条 2 項(3)
23	清水 玲子	しみず れいこ	加古川市少年補導委員会	2 条 2 項(3)
24	中山 慎一	なかやま しんいち	加古川医師会	2 条 2 項(3)
25	関 千咲	せき ちさき	加古川商工会議所	2 条 2 項(3)
26	藤原 広明	ふじわら ひろあき	加古川青年会議所	2 条 2 項(3)
27	原 志津	はら しづ	兵庫大学	2 条 2 項(3)
28	福島 規子	ふくしま のりこ	元小学校長	2 条 2 項(3)

加古川市青少年問題協議会幹事名簿

平成31年 4月1日付

No.	氏 名	ふ り が な	職名又は役職名	規則 該当
1	山本 照久	やまもと てるひさ	教育指導部長	4条(1)
2	杉本 達之	すぎもと たつゆき	教育指導部次長	4条(1)
3	神吉 直哉	かんき なおや	教育指導部参事(学校教育担当)	4条(1)
4	福島 啓晃	ふくしま ひろあき	社会教育・スポーツ振興課長	4条(1)
5	境 眞稔	さかい まさとし	学校教育課長	4条(1)
6	今津 幸央	いまづ ゆきお	青少年育成課長	4条(1)
7	山野 貴史	やまの たかし	教育総務課長	4条(1)
8	柴田 成久	しばた なりひさ	生徒指導担当者会代表(神吉中学校)	4条(2)
9	藪下 茂樹	やぶした しげき	高齢者・地域福祉課長	4条(3)
10	宮武 滋	みやたけ しげる	家庭支援課長	4条(3)
11	大塚 清信	おおつか きよのぶ	兵庫県加古川警察署生活安全第二課長	4条(4)
12	馬勝 勇人	うまかつ はやと	兵庫県加古川警察署生活安全第二課 少年係長	4条(4)
13	山崎 香	やまさき かおり	市民部参事(兼)人権文化センター所長	4条(5)
14	真島 正則	まじま まさのり	こども政策課長	4条(5)
15	宮北 敏勝	みやきた としかつ	幼児保育課長	4条(5)

○地方青少年問題協議会法

(昭和 28 年 7 月 25 日)

(法律第 83 号)

第 16 回特別国会

第 5 次吉田内閣

改正 昭和 32 年 6 月 1 日法律第 158 号

同 33 年 5 月 10 日同第 144 号

同 37 年 4 月 16 日同第 77 号

同 41 年 3 月 31 日同第 16 号

同 43 年 6 月 15 日同第 99 号

同 58 年 12 月 2 日同第 80 号

平成 11 年 7 月 16 日同第 102 号

同 25 年 6 月 14 日同第 44 号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭 41 法 16・平 11 法 102・改称)

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

○加古川市青少年問題協議会条例

昭和 56 年 4 月 1 日

条例第 9 号

改正 平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号

平成 25 年 12 月 25 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、加古川市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(加古川市青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 加古川市青少年問題協議会条例（昭和 35 年条例第 17 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 25 日条例第 33 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(加古川市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和 32 年条例第 1 号）を次のように改正する。

第 1 条の表加古川市青少年問題協議会の項を削る。

○加古川市青少年問題協議会条例施行規則

昭和 56 年 4 月 1 日

規則第 10 号

改正 昭和 57 年 3 月 31 日規則第 10 号

昭和 57 年 6 月 30 日規則第 24 号

昭和 61 年 3 月 31 日規則第 7 号

平成 2 年 3 月 23 日規則第 4 号

平成 6 年 8 月 10 日規則第 31 号

平成 7 年 3 月 31 日規則第 14 号

平成 11 年 3 月 30 日規則第 18 号

平成 11 年 6 月 16 日規則第 41 号

平成 11 年 7 月 27 日規則第 49 号

平成 14 年 3 月 29 日規則第 18 号

平成 15 年 3 月 31 日規則第 22 号

平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号

平成 21 年 6 月 30 日規則第 49 号

平成 24 年 4 月 27 日規則第 39 号

平成 26 年 1 月 30 日規則第 3 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 30 号

平成 27 年 6 月 5 日規則第 46 号

令和元年 6 月 25 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加古川市青少年問題協議会条例（昭和 56 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 兵庫県東播磨県民局長
- (2) 兵庫県播磨東教育事務所長
- (3) 加古川警察署長
- (4) 加古川市教育長
- (5) 加古川市社会教育委員 1 人

- (6) 高等学校長代表 1人
- (7) 中学校長代表 1人
- (8) 小学校長代表 1人
- (9) 加古川市福祉事務所長

2 条例第2条第2項第3号に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる団体からの代表

- ア 加古川市町内会連合会 1人
- イ 加古川市女性団体連絡会 1人
- ウ 加古川市PTA連合会 1人
- エ 加古川市消防団 1人
- オ 加古川市社会福祉協議会 1人
- カ 加古川市民生児童委員連合会 1人
- キ 加古川市少年団指導者協議会 1人
- ク 加古川市青少年団体連絡協議会 1人
- ケ 加古川市青少年育成連絡協議会 1人
- コ 加古川市人権・同和教育協議会 1人
- サ 加古川保護区保護司会 1人
- シ 加古川市少年補導委員会 1人
- ス 加古川医師会 1人
- セ 加古川商工会議所 1人
- ソ 加古川青年会議所 1人

(2) その他市長が適当と認める者 若干人

(会議)

第2条の2 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第3条 条例第6条第1項の規定による部会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企画調査部会
- (2) 施設環境部会
- (3) 青少年育成部会
- (幹事)

第4条 条例第7条第2項に規定する関係行政機関の職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会事務局職員 7人以内
- (2) 学校教職員 2人以内
- (3) 福祉事務所職員 2人以内
- (4) 所轄警察署職員 2人以内
- (5) その他市長が特に必要と認める行政機関の職員 4人以内
- (庶務)

第5条 この協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(加古川市青少年問題協議会条例施行規則の廃止)

2 加古川市青少年問題協議会条例施行規則（昭和35年規則第14号）は、廃止する。

附 則（昭和57年3月31日規則第10号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月23日規則第4号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年8月10日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日規則第 18 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 16 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 27 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 18 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 30 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が、同項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この規則による改正前の青少年問題協議会条例施行規則第 2 条第 1 項の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成 27 年 6 月 5 日規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 25 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

ひょうご青少年憲章

いま、私たちは暮らしや社会のあり方が大きく移り変わる転換の時代にあります。先日の阪神・淡路大震災は、人と社会に何が必要なのかを改めて教えてくれました。

私たちは、これまでの自分の生き方を省みて人間生活の基本に立ち返り、自らを尊ぶと同時に、家庭や地域や国、そしてかけがえのない地球に生きる人間として、ひょうごの明日を担う青少年とともに、自信と夢と勇気をもって21世紀を築いていくことを誓い、この憲章を定めます。

- 1 自分を大切にし、自らを律し、行いに責任をもって生きていこう
- 2 ふれあいを深め、正義感をもち、社会を担う一人として生きていこう
- 3 人の痛みや喜びを感じあえる心をもって生きていこう
- 4 多様な人々の存在を受け入れ、ともに支えあって生きていこう
- 5 自然を愛し、生命を尊び、みえない世界にも襟を正して生きていこう
- 6 先人に学び、明日に夢をえがき、勇気をもって未来を拓いていこう

【平成 12 年 3 月制定 新兵庫県青少年憲章制定県民会議】

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を
確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境の中で育てられる

【昭和 26 年 5 月 5 日制定 児童憲章制定会議】

加 古 川 市 民 憲 章

わたくしたち加古川市民は

- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。
- 1 自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。
- 1 健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。
- 1 愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

【昭和 39 年 11 月 3 日 制定】

メ 毛

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.